

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横瀬町長 富田 能成

市町村名 (市町村コード)	横瀬町 (113611)
地域名 (地域内農業集落名)	合耕地 (字十二番)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、字十二番の一部の区域に位置しており、稲作耕作を中心に行っている。昭和62年度から平成2年度にかけて地域全体で圃場整備を行い、水利組合を構成することで、組合を中心に農地を適正に維持管理してきた。平成25年度には、国の中山間地域等直接支払制度を活用し、共同取組活動の強化など、組織体制をより強固なものとしている。ただし、全国的な問題となってる農家の高齢化による後継者不足の状況は顕著であり、アンケート調査からも、8割の農家で、「後継者の見込みがない」、「農地を貸し出したい」等といった状況にある。また、本地域は町の北側に位置しており、用水路の取水区域では下流区域に位置していることから水の確保が十分ではなく、用水路の老朽化対策と併せて重要な課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水利組合員が中心となって、水稻耕作を慣行農法により実施する。  
後継者不足の解消を図るため、新たな担い手の確保に向けた取組みを推進する。  
集落営農組織の更なる活用等により、持続的な営農活動ができる体制づくりを行う。  
安定した水の確保のため補助制度を活用するなど、水路の改善に取り組む。  
暗渠排水の設置について、検討を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.95 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われている農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構等を活用し、担い手や新たな農業者等へ農地の集積、集約化に努める。また、耕作が難しい農地については、集落営農組織等による農作業受委託も検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内農業者等に対し、農地中間管理機構の利用について周知を積極的に行い、利用者等の確保を図る。今後、農業委員や農地利用最適化推進委員の活動により農地貸付意向等の把握に努め、農地中間管理機構の積極的な活用につなげていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の基盤整備すべき田を中心とした農地については、既に整備済である。地域内において農地の大区画化等の可能性について、今後協議していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町外からの移住者等で、新たに農業を生業とすることを希望する人材を担い手として育成するため、町、農業委員会、ちちぶ農業協同組合、埼玉県秩父農林振興センター等各機関と連携し、相談から定着までの体制づくりに努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では、対象となる農作業委託は見込んでいない。今後、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策 町では、鳥獣被害防止対策として、電気柵設置等について補助金を交付している。地域農業者等との連携を図り、獣害被害を防止するための対策に取り組む。
- ⑦保全・管理等 中山間地域直接支払制度を活用している集落(組織)や地域の中心的な農業者等が中心となって、農地の積極的な保全管理に努める。
- ⑩その他 中山間地域等直接支払制度等補助制度を活用し、共同取組活動を積極的に推進することで、安心して農業経営を継続できるような体制づくりを行う。